

平成 24 年 6 月 定例会（第 307 回）
7 月 3 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）

平成24年 6月 定例会（第307回）

平成二十四年

第三百七回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成二十四年七月三日（火曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十三名）

一番	小林茂樹	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	欠員
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	森川喜之
一七番	宮本次郎	一八番	山村幸穂
一九番	乾 浩之	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	山本進章
二七番	岩田国夫	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	松尾勇臣	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、平成二十四年度議案、議第四十号から議第四十八号、諮第一号、報第一号から報第十九号及び平成二十三年度議案、報第二十九号並びに請願第六号並びに請願第三号
- 一、特別委員会における審査の経過について
- 一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

一、副議長の辞職及び同選挙

一、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任

一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（国中憲治） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（国中憲治） この際、お諮りをいたします。

意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、追加議案の上程及び同採決並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（国中憲治） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますのでご了承願います。

○議長（国中憲治） 次に、平成二十四年度議案、議第四十号から議第四十八号、諮第一号、報第一号から報第十九号及び平成二十三年度議案、報第二十九号並びに請願第六号並びに去る二月定例会より継続審査に付されておりました請願第三号を一括議題といたします。

まず、所管の委員会に付託いたしました各議案に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十八日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願、先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十件及び請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十四年度議案、議第四十号、議第四十二号、議第四十三号及び報第十八号中・奈良県税条例の一部を改正する条例並びに平成二十三年度議案、報第二十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十四年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号から報第六号及び報第十七号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に請願第三号「行政委員の報酬額の見直しに関する請願書」並びに、請願第六号「国民的理解が得られない中での福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書を採択することを求める請願書」につきましては、賛成多数をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十八日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は七月二日に委員会を開催し、付託されました議案三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十四年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第七号及び報第八号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――三番大国正博議員。

◆三番（大国正博） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十八日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、七月二日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十四年度議案、議第四十四号、議第四十五号中・当委員会所管分、報第十八号中・平成二十四年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第一号）及び農業改良資金未収金請求事件二件につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、諮第一号については、全会一致をもちまして、知事の見解どおり、異議申立てについては、却下すべきであると決しました。

なお、報第一号中・当委員会所管分、報第十号から報第十三号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、建設委員長の報告を求めます。――十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十八日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十四年度議案、議第四十一号、議第四十五号中・当委員会所管分、議第四十六号から議第四十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十四年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十四号から報第十六号及び報第十九号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十八日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十四年度議案、報第一号中・当委員会所管分及び報第九号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実等並びに生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十八番山村幸穂議員に発言を許します。――十八番山村幸穂議員。

◆十八番（山村幸穂） （登壇）日本共産党県議団を代表して、委員長報告の請願第三号及び請願第六号を継続審査とすることに反対の意見を述べます。

提案された請願第三号、行政委員の月額報酬見直しに関する請願は、報酬はその勤務日数に応じて支給するという原則に基づくべきという内容であり、現在の社会情勢の変化、県民の思いを考えると当然のことであり、早く改善されるべきであると思います。県当局も、現在、報酬等審議委員会で検討中であるとのこと。ならば、県民の意見を代表して県議会の意思を示すことが重要です。よって、継続審査とすることには反対です。

次に、請願第六号、国民的理解が得られない中での福井県の定期検査中の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書を採決することを求める請願書について、継続審査とされましたが、七月一日には大飯原子力発電所三号機が再稼働され、国民、福井県民の怒りが一層大きくなっています。福島第一原子力発電所事故の原因解明もされず、政府みずからがとりあえずの対策として指示した三十項目の安全対策、免震事務塔、フィルターつきベント塔が設置されるのは三年先であり、大飯原子力発電所をどのような地震、津波が襲うのか、福井県沖での地震、津波についての解明もこれからということです。さらに、五十キロ圏内の住民避難計画もなく、全くの無策でどうして安全だと言えるのか、国民の疑問、不安に何一つこたえていません。こういう中で再稼働に突き進む危険に反対の運動が急速に広がっております。首相官邸を囲む反対集会は、毎週金曜日に口コミで人々が集まり、回を重ねるごとに参加者が増え、その数は、先週には二十万人に上っています。地殻変動が起きているような巨大な国民の原発ゼロを目指す意思表示です。こうした情

勢を見ても、直ちに採決をして、県議会として国会へ意見を伝えるべきときであると考えます。よって、継続審査とすることには反対です。

○議長（国中憲治） 次に、四番阪口保議員に発言を許します。――四番阪口保議員。

◆四番（阪口保） （登壇）請願第六号の大飯原子力発電所の再稼働に反対する趣旨の意見書を採択する立場で、無所属の阪口が意見を申し上げます。

関西電力は、政府の再稼働の決定を受け、大飯原子力発電所三、四号機の再稼働に着手しております。しかし、福島第一原子力発電所は、事故がまだ収束せず、また、福島原子力発電所三四号機に至っては、核燃料が溶融する危険性があります。政府は、福島第一原子力発電所の事故原因が究明されておらず、しかも大飯原子力発電所三、四号機の安全性に不安が残る中、政治判断で安全宣言をし、再稼働する決定をしました。

この決定に、六月二十九日、大飯原子力発電所の再稼働に反対の抗議行動が全国各地で起こり、首相官邸前の抗議集会には、約十五万人が集まりました。首相官邸前の抗議集会は、若者、子供連れのお母さん方なども、国民の声を聞けとツイッターなどの呼びかけに応じて集まったということでございます。

しかし、関西電力は、大飯原子力発電所三号機で一日に出力を調整する制御棒を原子炉から引き抜き、四日に送電を始め、また、四号機も立ち上げ作業を進め、七月下旬にもフル稼働に入る予定です。

本請願は、再稼働の上記日程から判断し、六月定例県議会で早急に採択する必要性がございます。本請願の継続審議は、一見、慎重に審議したかのようにですが、採択の時期を逸し、原子力災害に不安を持っている県民の願いにこたえているとは言えません。早急に対策する必要性にかんがみ、総務警察委員会の継続審議に反対をします。ぜひ議員諸氏のご理解を切にお願い申しまして、六月定例県議会で意見書の採択を求めるものであります。

○議長（国中憲治） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、請願第三号について、起立により採決をします。

請願第三号については、総務警察委員長報告どおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第三号については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、請願第六号について、起立により採決します。

請願第六号については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第六号については、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十四年度議案、議第四十号から議第四十八号、諮第一号、報第一号から報第十九号並びに平成二十三年度議案、報第二十九号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各委員長報告どおり決しました。

○議長（国中憲治） 次に、特別委員会における審査の経過について、各特別委員長の間報告を求めます。

初めに、広域行政調査特別委員長の報告を求めます。――二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） （登壇）広域行政調査特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、本県の広域行政体制の取組、関西圏域における広域行政のあり方及び分権時代にふさわしい広域行政のあり方について、県内、関西圏域の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

はじめに、県内の広域行政について申し上げます。

本県におきましては、市町村合併が進まず小規模町村が多く残り、また、財政力や組織体制が脆弱な市町村が多数存在している中、地域の実情に応じた行政を実現するため、垂直補完、水平補完、県から市町村への権限移譲という三つの手法による県と市町村との新しい地方行政体制、いわゆる奈良モデルの構築を目指されています。

委員会の議論において、この奈良モデルについて、市町村間連携の具体的な取組に対し、県がリーダーシップをとって支援を強化されたいこと、国民健康保険の広域化はセーフティーネットを維持する視点を持って検討されたいこと、消防の広域化にあたっては、加入・非加入にかかわらず隣接市町村間における迅速な初動対応が図られるなど県民が安心できる体制づくりを検討されたいことなどの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、今後の奈良モデルの推進が県内市町村の実情に沿ってその自立を高める方向で行われているか、引き続き各取組の進捗状況を検証することとしました。

次に、関西圏域における広域行政として検討まいりました関西広域連合について申し上げます。

まず、昨年八月に、関西広域連合長・井戸兵庫県知事から、関西広域連合の機能と役割、必要性について意見を聴取しました。井戸連合長は、国の出先機関の事務・権限の受け皿として関西広域連合が設立されたこと、広域連合であることで東日本大震災における被災

地支援が迅速に対応できたこと、関西広域連合の加入は分野ごとに柔軟な選択が可能であること、さらに奈良県の加入を検討してほしいとの意見の開陳がありました。

続いて、十一月には滋賀県議会、京都府議会、和歌山県議会を調査し、本年二月に立命館大学森裕之教授、五月には同志社大学大学院新川達郎教授から、県域を超えた広域行政について意見を聴取しました。

さらに、同じく五月には関西広域連合事務局への調査及び大阪府議会及び兵庫県議会からの選出議員を含む関西広域連合議会議員と意見交換、続いて六月には滋賀県議会地方分権・関西広域連合対策特別委員会と意見交換を行いました。

これまでの各般の調査の過程において、委員から次の点について意見が出されました。

まず一点目は、関西広域連合の組織のあり方や事務の内容についてであります。

関西広域連合が発足して一年半が経過する中で、広域事務では、東日本大震災でのカウンターパート方式による対応や、産業振興におけるビジネスマッチング商談会の開催などが行われるとともに、広域連合議会の機能強化など、一定の成果、改善が見られるとの意見が出されました。

一方、リニア中央新幹線や原子力発電所の再稼働問題についても議論が交わされるなど、事務の範囲が明確でないこと、住民や基礎自治体の意見を反映する仕組みがないこと、構成府県の議会は広域連合議会が決めたことについて意見表明ができない懸念があること、また、広域連合に課税権がなく財源は構成団体からの分賦金が基本となるため企業誘致等において受益と負担の関係が不明確になること、さらに、府県を構成員とし、これを単位とする議決配分で発足している組織に政令市が加入することは認められないのではないかと意見が出されました。

二点目は、関西広域連合への対応の方向についてであります。

広域的な事務の対応として連携の手法で十分可能との意見がある一方で、県が関西広域連合に加入しないことで、これまでの連携関係が継続されるかどうか不安であること、関西復権と関西全域の発展に寄与することを目的に関西広域連合が発足した以上、首都圏に匹敵する関西圏を創るという視点に立ち、奈良県も加入して議論するのが自然な流れであること、府県間での企業誘致合戦等の過度の競争を防止するなど、産業振興の分野において関西広域連合でやるべきことがあること、また、関西広域連合への加入により、各府県の利益を基本とする「連携」から同じ組織の構成員として議論を進めることは、相対する利害の調整方法として大きなメリットがあることなど意見が出されました。

さらに、高度な医療サービスについては連携で十分対応できるのか等の懸念から、医療をはじめ、防災や観光・文化振興の分野については部分加入すべきとの意見が出されました。

また、県は県内市町村や経済界と情報を共有し議論を深められたいとの意見も出されました。

三点目は、国の出先機関の事務・権限の移譲についてであります。

関西広域連合が事務・権限の移譲の受け皿になることで関西という地域全体を向上させることになるとの意見がある一方、国の出先機関が果たしている役割や機能が広域連合に移譲されても維持されるかどうか、また、財源の移譲が明確でないことなど国が示す枠組みについて懸念がある、との意見が出されました。

以上の意見を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

一点目は、関西広域連合の組織・事務の内容及び事業の効果について、さらに調査を進め、関西広域連合への加入・非加入について将来にわたる県民への影響を見極めていく必要があること。

二点目は、国の出先機関の事務・権限の移譲については国で法案が検討されているが、受け皿の主体となる広域連合の枠組みのほか理事会制の導入の可否などの要件が不確定であること、移譲対象となる国の地方行政機関に検討案にある三機関の外、農政局も含めるべきではないかという意見もあり、今後の動向を注視していく必要があること。

なお、今後もこれらの関西広域連合をめぐる課題について、引き続き調査を進めるとともに、奈良県や福井県など十二県が参加している「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」や紀伊半島における和歌山県、三重県との三県連携など、県域を越えた広域行政についても検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本委員会は、住民に身近な行政はできるだけ地方自治体に委ね、地域の自主性を発揮していくという地方分権が求められている現在、県内の広域行政のあり方も含め、奈良県の地域特性にふさわしい地方行政のあり方について引き続き調査を行っていきたいと考えております。

以上、申し上げます。中間報告といたします。

○議長（国中憲治） 次に、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――四十一番藤本昭広議員。

◆四十一番（藤本昭広） （登壇）観光振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、ポスト一三〇〇年祭の観光振興に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、六月定例会においては、観光振興にかかわる交通環境整備がおこなわれていることや土産物の開発が観光振興の課題の一つであるとの指摘をされるとともに、記紀・万葉プロジェクトやパーク・アンド・バスライドについての質疑が行われたほか、奈良公園は文化財、寺社、仏閣、歴史的景観などを観光資源として発展してきたことから、歴史にあふれるたたずまいを生かすことが大切であるとともに、地元にある神社などの文化財を守っていこうとする視点からの観光のまちづくりに取り組まれないとの要望がありました。

次に、八月四日に県内調査として、新たな観光の拠点施設となる東大寺総合文化センターの整備状況や、奈良への誘客力の高い奈良国立博物館の現状等を調査し、さらに、石上神宮では、記紀・万葉や、韓国ゆかりの所蔵品についての調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、紀伊半島大水害による県内の観光地の風評被害をなくすために、被災地の状況をわかりやすく伝えることと指摘されるとともに、記紀・万葉プロジェクトにおいて、気運を盛り上げるため、更に情報発信するとともに、伝承地等の観光環境整備に努められたいこと。また、奈良の玄関口としての近鉄奈良駅前を整備されたいとの要望がありました。

次に、十一月定例会においては、奈良県の歴史と文化の視点からの友好提携による国際交流を観光という形で促進されたいとのこと。また、修学旅行生に奈良公園の思い出づくりができるよう、バスの駐車について検討されたいとの要望がありました。

一般財団法人奈良県ビジターズビューローの専務理事を招き奈良観光の特性と課題等についての意見聴取を行いました。

宿泊者の四割以上が関東地区からの来訪者であり、修学旅行生は平均一泊、滞在時間は四時間程度や、子育て後の夫婦、友達同士などの大人、若しくは熟年者の人気度が高いなどの特性があること。

今後、奈良公園を中心とした世界遺産を含めたコンベンションの誘致など文化遺産や奈良のすばらしい自然のさらなる活用や、「食」の魅力の少ないイメージがある中で、ミシュランガイド、クーカル、伝統ある奈良の野菜などの新たな素材に期待ができること。

なお、大規模宿泊施設が少ないことや散在する観光地を効率的につなぐ二次交通について課題があるとの意見をご意見をいただいたところです。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受け、さらに、記紀・万葉プロジェクト事業を推進する人材の育成や市町村との連携による環境づくりなどの滞在型周遊観光の環境整備の問題点についてのほか、奈良公園基本戦略において、基本方針の実現に向けた施策・事業についての質疑が行われ、今後の奈良公園の整備において、周辺施設の立地や奈良特有の自然や文化財の価値を踏まえて取り組まされたいこと。観光客を受け入れるマンパワーとなる県民への奈良観光についての啓発に取り組まされたいこと。また、奈良マラソンを通じた観光振興について要望されるなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

- 一 観光立県としての滞在型周遊観光を目指し、宿泊施設の充実や散在する観光地を効率的につなぐ交通アクセスの整備に努められたいこと。
- 一 奈良公園周辺の整備において、奈良公園のもつ自然資源、歴史・文化資源、公園資源のもつ価値を踏まえた利活用を検討されたいこと。
- 一 記紀・万葉プロジェクト事業にかかわる伝承あるいは史跡の情報を発信するとともに、ハード整備を含む観光環境の整備に努められたいこと。
- 一 中国や韓国といった東アジアとの友好関係を築く上で、互いの文化による交流は大切な要素であるので、歴史と文化による友好交流を観光の視点で促進されたいこと。

一 観光地の状況を的確にわかりやすく情報提供するとともに、奈良マラソンなどのテレビ放映を活用して、奈良の風景等の紹介ができるよう検討されたいこと。

なお、今後も、ポスト一三〇〇年祭の観光振興として、古事記完成一三〇〇年に当たり、「記紀・万葉プロジェクト」の取り組みが始まることから、奈良ではの観光振興や「巡る奈良」による滞在型周遊観光の促進、並びに通年型観光について、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（国中憲治） 次に、地域医療体制整備促進特別委員長の報告を求めます。一一十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） （登壇）地域医療体制整備促進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経緯についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、高度医療拠点病院の整備に関すること、地域の医療連携体制の構築に関すること、救急医療体制の充実に関することについて、県内の実情を踏まえ、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

六月定例会後、八月四日の県内調査では、高度医療拠点病院として整備が決定した新県立奈良病院の建設予定地や南和地域の医療を再構築する計画の中心となる救急病院建設予定地、さらに奈良県の医療の中核を担う奈良県立医科大学附属病院について調査を行いました。

十一月定例会では、奈良県立医科大学地域医療学講座の松村教授から、奈良県の地域医療の現状と課題、特に救急医療に焦点を絞り意見を伺いました。

救急医療にとって重要な搬送時間は、近畿府県の中で奈良県は最も時間を要し、特に現場から医療機関までの到着時間が長いこと。

また、医師不足等による一次・二次救急医療体制の機能低下や県民の安易な救急車の利用などにより三次救急医療を担う救命救急センターの負担増など、本県の抱える救急医療の現状と課題について説明をいただき、これに対して電話相談の周知と利用促進、病状に応じた明確な「救急搬送ルール」の確立、一次救急医療体制の充実と二次・三次病院との連携など、医療機関それぞれの役割分担について、講師を交え意見交換を行ったところです。

最後に松村教授からは、地域医療を再生する上において救急医療は原点であり、医療機関や医療関係者が役割分担と連携のもと、県民の目線に立った医療を心がけるとともに、限りある医療資源を有効活用するため自治体病院が支え合うことで地域医療の展望が開けるなどのご意見をいただきました。

二月定例会では、奈良県立医科大学附属病院榑病院長をお招きし、救急外科医としての経験も交えてご意見を伺いました。

榑病院長からは、救急医療の現場は日々緊張感と隣合わせの中、外科医をはじめ、あらゆる診療科の医師、看護師、検査技師等、多くの医療従事者によって支えられている。

また、近年、医療機関の傾向として最新で最高の医療が提供できる病院には、おのずと多くの人材が集まり、そうした病院が増えることが結果として救急医療の充実につながる。

さらに、「救急搬送ルール」あるいは救急指定病院も含めた見直しを行い、搬送問い合わせを四回以上断られたら、次には絶対に断らない病院を確保し、そこに搬送するという高度医療拠点病院を中心とした救急医療提供体制の確立が喫緊の課題である。

一方、医師・看護師確保については、より柔軟で多様な雇用形態が可能な独立行政法人化を検討すべきとのご意見をいただき、新しくできる病院は、将来あるべき病院像として、がん治療などの先進医療を提供できる病院とすることが望ましいとの意見を述べられました。

各定例会の議論及び有識者からの意見聴取などを踏まえ、委員会での意見を集約すると、まず、厳しい財政状況下にあつて、新県立奈良病院や県立医科大学などの病院整備等には多額の予算が必要になることから、全体として、整備費、運営コスト面も含めた年次計画を明らかにすること。

次に、新県立奈良病院について、運営形態は、病院経営の専門性の確保や柔軟な雇用等が可能な独立行政法人化について検討すること。

また、災害時の拠点病院になることも踏まえ、ドクターヘリの運航については、騒音等による周辺地域への影響を詳細に調査、検討した上で周辺住民に対し十分な説明を行うこと。

さらに、がん医療の充実のため、最新で最高のがん治療が可能な機器整備と緩和ケアなどの専門スタッフの養成・配置等を行うこと。

アクセス道路については、現在、検討されている県道枚方大和郡山線及び大和郡山方面からのアクセスに加え、最寄駅となる近鉄西の京駅からのアクセスについても、地域住民及び奈良市と十分な協議を行い、早急に交通アクセス計画を立てること。

県立奈良病院の跡地については、周辺住民、奈良市及び地元医師会と十分に協議をした上で、医療を中心としたまちづくりのための検討体制を整備し、十分な合意形成を図りながら計画を進められたいなどの要望がなされました。

次に、県立医科大学附属病院については、奈良県の中核病院として、高度先進医療、がん医療、救急医療等のほか、不採算医療も含めた更なる診療機能の充実を図られたいこと。

教育部門の移転については、臨床教育に支障が出ないように配慮をしながら、橿原市と医療を中心としたまちづくりに関する協議を進め、進捗状況を地域住民に見えるように取り組まれたいなどの要望がなされました。

次に、救急医療体制の充実については、小児科や産婦人科などの特定診療科を含めた一次救急医療体制を充実されたいこと。また、正確な応需情報と搬送ルールに基づき、速やかに適正な医療が受けられる体制を整備されたいこと。ドクターカーやドクターヘリを活用した救急搬送体制を充実すること。また、県民に対しては、県の取り組みをあらゆる機

会を通して発信し、救急医療に対する正しい理解と関心を高め、県民の参加と協力のもとに救急医療を充実することなどが提言されました。

次に、南和医療については、新南和公立病院の整備に関する情報を積極的に提供するとともに、整備と並行して、へき地診療所も含めた南和地域の医療体制の再構築に努められたいこと。

併せて、南和病院に勤務する医師・看護師のための住環境等の整備を検討されたいことなどが提言されました。

次に、医師・看護師の確保対策について、本県は総合的な取り組みを進め一定の成果は上がっているものの、県民の医療ニーズに応えるためには、今なお、医師の偏在、看護師の不足などの課題は多い。今後も引き続き、特定診療科に従事する医師の処遇改善や看護師の働きやすい環境づくりのための支援など、一層の取り組みを進められたい。また、今後整備される新病院においては、医師・看護師等が現場の実践を通してキャリアアップできるような魅力ある病院となるよう取り組まれたいことなどが提言されました。

なお、本委員会においては引き続き、高度医療拠点病院の整備に関すること、地域の医療連携体制の構築に関すること、救急医療体制の充実に関することについて、各事業の進捗を見守りながら、慎重に調査・検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（国中憲治） 次に、地域交通対策等特別委員長の報告を求めます。一一二十三番 安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇）地域交通対策等特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、交通環境の充実と移動環境の改善等、奈良県交通基本戦略に基づく交通施策の推進、及びリニア中央新幹線に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度の委員会においては、東日本大震災のリニア中央新幹線建設促進の必要性や、奈良県交通基本戦略に基づく、安全で安心な移動手段の確保や来訪者をもてなす質の高い交通環境の創出及び奈良県安心歩行空間整備方針による歩道の整備の充実について議論が交わされました。

次に、八月三日には県内調査として、交通事業者の奈良交通株式会社における乗合バス事業の現状を、奈良県警察交通管制センターでは交通渋滞の緩和、交通事故防止などを目的とする交通管制システム等の状況を、さらに、王寺町周辺地域公共交通活性化協議会が、ＪＲ王寺駅改札口前に設置している、バス運行情報案内システムについて、調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、紀伊半島大水害による南部地域での交通ラインの早期復旧・復興、地域のバス交通確保対策、及び交通渋滞対策の面から整備された、奈良市中町駐車場の有効活用について質疑が行われたほか、紀伊半島大水害の影響も踏まえ、移動制

約者の顕在化、地域における公共交通の衰退等の課題に対応するため、生活交通の確保に関する条例制定についての調査の必要性について議論が交わされました。

次に、十一月定例会においては、リニア中央新幹線の費用対効果、安全性、文化財・景観への影響、自転車利用促進と走行の安全性の確保や環境整備、バス交通の確保対策などについて質疑が行われたほか、委員から奈良県の多様な地域特性に対応した移動の確保に関する条例制定の提案があり、議員提案による生活交通の確保に関する条例を制定した福岡市議会に対し、利害関係者との調整や行政の役割、住民の役割などを明示した背景及び効果等について調査することとしたところです。

次に、二月十五日には県外調査として、全国で初めて「健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動の保障」の理念を盛り込んだ生活交通の確保に関する条例を制定した福岡市議会におきまして、条例制定の背景などについて、調査を行ったほか、バス路線の休廃止に伴う代替交通の確保や地域が主体となった生活交通確保の取組に対する支援策等について質疑が行われました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として平成二十四年度当初予算案の説明を受け、さらに、バス交通対策、公共交通の活性化、交通死亡事故抑止対策等について質疑が行われたほか、福岡市の生活交通の確保に関する条例について、委員からは、福岡市は当該施策の直接の実施主体であること、地理的条件についても奈良県とは違いがあることなど条例を制定する上での課題があるものの、条例を制定することによって県の施策を進める根拠規定になることなどの意見が出されました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、四点について、さらに要望するものであります。

- 一 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画を着実に推進し、道路整備及び交通アクセスの整備に努められたいこと。
- 一 安心歩行空間の整備に努められたいこと。
- 一 自転車利用の促進と走行の安全性を確保するため、環境整備と啓発に努められたいこと。
- 一 広域的な公共交通ネットワークの検討とコミュニティバスへの支援策の拡充について検討されたいこと。

なお、今後も生活交通確保に関する条例の制定に向けての検討、並びに交通環境の充実と移動環境の改善等奈良県交通基本戦略に基づく交通施策の推進及びリニア中央新幹線に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（国中憲治） 次に、過疎・南部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――二十六番山本進章議員。

◆二十六番（山本進章） （登壇）過疎・南部地域振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、過疎地域自立促進計画及び南部振興計画の推進、並びに水資源・へき地教育に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎地域を含む南部振興対象地域の振興を、県土の均衡ある発展を図る上での最重要課題と位置づけ、平成二十三年三月に南部振興計画が策定されました。

この計画は、課題解決に向けた実効的な事業を具体的に示し、その事業を実施していく中で、社会状況の変化や地域の新たな動きに柔軟に対応し、毎年、計画の内容を見直し、必要に応じて改訂することとされています。

この計画には、振興対象地域内における振興事業と、振興対象地域を活性化するための起爆剤・牽引役となる振興対象地域外における事業を計画的に推進するため、その事業の内容とプロセスが具体的に示されております。

この南部振興計画による事業等が進められる中、昨年、九月に県南部地域を中心に紀伊半島大水害が発生し、土砂災害、河川の氾濫、道路の決壊や崩土による全面通行止めなど甚大な被害がもたらされました。今なお、行方不明者の発見に至っていない状況ではありますが、懸命に復旧・復興の取り組みが進められているところです。

当委員会としては、紀伊半島大水害を受けまして、九月七日に総務警察委員会と建設委員会との三委員会合同による委員会を開催し、被害の状況等の説明を受けるとともに、被災地等に行かれた委員からも現地の状況が報告されました。

さらに、被害状況の把握に努められたいこと、県内での災害につき県が率先して各方面に対応されたいことや、携帯電話の掲示版などによる安否確認ができる体制を早期に整備されたいとの要望がありました。

また、道路が通行可能となり、仮設住宅が建設されるなど一定の落ち着きが見られる昨年、十二月二十二日に五條市、十津川村、この五月二十一日に野迫川村、天川村、黒滝村、川上村の被災地の復旧・復興の現状調査を行ったところです。

このような中、九月定例会においては、林業被害や土砂ダムなどの土砂災害の状況並びに県産材を活用した仮設住宅の建設、被災児童・生徒への教育体制や南部地域の医師確保等の医療体制の充実について質疑が行われたほか、災害に関する各種情報を整理し、一元による情報提供がなされるようとの要望がありました。

さらに、一日も早くもとの住みなれた土地に戻り、安全・安心に生活ができるよう復旧・復興に向けた議論が交わされました。

次に、十一月定例会においては、南和地域の公立病院の再編に係る南和広域医療組合や木材産業の振興に向けた公共建築物等への木材の利用促進について質疑が行われたほか、被災農家や中小企業の経営再建に向けた支援や、南部地域への観光客の誘致に関して、風評被害対策として、被災地の情報を的確に提供するようとの要望がありました。

さらに、具体的な避難場所を示しての避難訓練の実施や防災教育の必要性和今回の災害の記録をまとめた記録誌の作成など、東部・南部地域の振興について議論が交わされました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受け、さらに、南部地域の振興のあり方について質されたほか、今後の南部地域の復興や振興に向けて、奈良県、和歌山県及び三重県の三県共同による特区申請の検討、再生可能エネルギーへの取り組みや、吉野山のシーズンオフ対策について要望がだされるとともに、南部地域の振興について、災害からの復旧・復興も含めて、少子高齢化問題や、新しい課題である再生可能エネルギーの可能性についての検討、さらに、木材業者が県産材をはじめ幅広く木材を取り扱うような対策をたてることで、木材産業の振興を図るべきとの指摘があるなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、強く要望するものであります。

- 一 奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画を着実に推進し、一日も早い復旧・復興に努められたいこと。
- 一 今回の災害を踏まえて、災害のメカニズムを検証、研究するとともに、その成果を今後の災害対策に活かされたいこと。
- 一 南部地域における安全・安心に生活ができる地域づくりと災害に強く、救命救急活動や物資輸送等の役割を担う紀伊半島アンカールートの整備などの道路整備に努められたいこと。
- 一 適切な森林整備を行うとともに、県産材の安定供給や木材の利用促進を図り、雇用の場の確保や林業の活性化に取り組まれたいこと。
- 一 南和地域の公立病院の再編をはじめ、へき地医療における医師の確保など医療提供体制の整備に努められたいこと。

なお、今後も、過疎地域自立促進計画及び南部振興計画の推進、並びに水資源・へき地教育に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（国中憲治） 次に、十一番田中惟允議員より、意見書第六号、地域自主戦略交付金制度の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中惟允議員に趣旨弁明を求めます。――十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） （登壇）意見書第六号、地域自主戦略交付金制度の見直しを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

地域自主戦略交付金制度の見直しを求める意見書（案）

地域自主戦略交付金は、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成二十三年度に創設され、平成二十四年度には対象事業も拡大されている。

本交付金の対象事業は主に道路や河川などの社会資本整備や農山漁村整備、水道施設などの投資的経費に充てられるものであり、地域経済の活性化や地域間格差の是正を解消する観点から配分される必要がある。

しかしながら、その配分方法は、継続事業の事業量等に基づく算定と客観的指標に基づく算定となっており、その結果、平成二十四年度の交付限度額は平成二十三年度に比べ、東京都や大阪府など大都市部において大きく増加している一方で、奈良県のような地方部では全国シェアは固定している状況である。所要額に対する配分額は著しく低く、必要とする額に達していないため、地域間格差がさらに拡大する懸念がある。

全国的に整備が遅れている奈良県にとって、道路整備、河川整備や公園整備などの社会資本整備の推進は、県民の安全で安心な生活を確保するうえで重要な課題である。

よって、国におかれましては、平成二十五年度予算編成にあたっては、こうした地域間格差の是正を図ることを目的に「地域自主戦略交付金」の制度内容を十分検討し、真に必要な事業に対する所要額が安定的に確保され、確実に措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 三番大国正博議員。

◆三番（大国正博） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第六号、地域自主戦略交付金制度の見直しを求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（国中憲治） 十九番乾浩之議員。

◆十九番（乾浩之） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第六号、地域自主戦略交付金制度の見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、十一番田中惟允議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、十六番森川喜之議員より、意見書第七号、地方財政の充実・強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森川喜之議員に趣旨弁明を求めます。――十六番森川喜之議員。

◆十六番（森川喜之） （登壇）意見書第七号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもちまして提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

平成二十三年に発生した台風十二号及び十五号により、本県南部地域を中心に、土砂災害、河川の氾濫などが相次ぎ、尊い人命が奪われ、未だ行方不明の住民がおられるなど甚大な被害が発生しました。

今後、地方自治体を中心に、災害からの復旧・復興に向けた取り組みや防災対策の見直し等を行う上で、国の責任による全面的な支援が必要であります。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故、相次ぐ自然災害等の影響や円高の長期化などから、我が国経済は依然として停滞している。地域における雇用の確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たすべき役割はますます重要となっています。

平成二十四年度地方財政計画（通常収支分）では五九・六兆円の地方一般財源総額が確保されましたが、平成二十五年度においても、二十四年度と同規模以上の地方財源の確保が求められます。

よって、国におかれては、平成二十五年度の地方財政の充実・強化にむけて、次の事項について対策を講ずるよう強く要望します。

記

一、平成二十三年台風十二号等による被災自治体における復興費については、国の責任において確保し、地方自治体の財政が悪化しないよう十分対策を講ずること。

二、地域のセーフティネット整備のため今後増大する財政需要を的確に反映した地方財政計画を策定し、財源を確保すること。

三、地方財政の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と地方消費税の配分方法の見直し、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（国中憲治） 二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） ただいま森川喜之議員から提案されました意見書第七号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（国中憲治） 三十七番粒谷友示議員。

◆三十七番（粒谷友示） ただいま森川喜之議員から提案されました意見書第七号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、十六番森川喜之議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第八号、年金受給資格期間の短縮を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）意見書第八号、年金受給資格期間の短縮を求める意見書（案）については、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

年金受給資格期間の短縮を求める意見書（案）

公的年金制度の最大の問題は、百二十万人とも言われている無年金、低年金者の存在であり、この問題の解決は、国民の老後の生活保障の上からも喫緊の課題です。

無年金者を多くしている原因のひとつは、二十五年という長すぎる受給資格期間です。

この期間の短縮については、「社会保障・税一体改革成案」でも提起され、国民的な合意はできており、速やかな法制化が求められています。

よって、国におかれては、年金受給資格期間の十年への短縮を早急に法制化されることを強く希望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（国中憲治） 十八番山村幸穂議員。

◆十八番（山村幸穂） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第八号、年金受給資格期間の短縮を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第八号、年金受給資格期間の短縮を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、八番太田敦議員より、意見書第九号、父子家庭支援策の拡充を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、太田敦議員に趣旨弁明を求めます。
――八番太田敦議員。

◆八番（太田敦） （登壇）意見書第九号、父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第九号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により平成二十二年八月一日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることになった。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、次の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

一、遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

二、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二十二番神田加津代議員。

◆二十二番（神田加津代） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第九号、父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 四十一番藤本昭広議員。

◆四十一番（藤本昭広） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第九号に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立をしました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、八番太田敦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、三十九番小泉米造議員より、意見書第十号、公共建築物における国産材の利用拡大に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、小泉米造議員に趣旨弁明を求めます。――三十九番小泉米造議員。

◆三十九番（小泉米造） （登壇）意見書第十号、公共建築物における国産材の利用拡大に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十号

公共建築物における国産材の利用拡大に関する意見書（案）

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることは極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これらの資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していることから、林業生産活動は停滞し森林の有する様々な機能の低下が懸念される状況となっている。

このような状況の中、国では、「森林・林業再生プラン」において二〇二〇年までに木材自給率を五十%以上とする目標が掲げられ、この達成に向けた重点的な取り組みの一環として、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成二十二年十月に施行された。

奈良県においても、県産材による公共建築物の木造化及び内装等の木質化を積極的に推進するため、「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」を策定したところであり、県下市町村においても同様の方針策定に鋭意取り組んでいるところである。

よって、国におかれては、このような状況を踏まえ、今後、県と市町村が一体となって公共建築物における県産材の一層の利用拡大を図るため、森林・林業・木材産業づくり交付金の拡充など財源確保について、特段の配慮を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（国中憲治） 五番猪奥美里議員。

◆五番（猪奥美里） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第十号、公共建築物における国産材の利用拡大に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 十二番岡史朗議員。

◆十二番（岡史朗） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第十号、公共建築物における国産材の利用拡大に関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、三十九番小泉米造議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、二十四番奥山博康議員より、意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、奥山博康議員に趣旨弁明を求めます。――二十四番奥山博康議員。

◆二十四番（奥山博康） （登壇）意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）につきまして、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十一号

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）

中小事業者は、地域経済の担い手として、我が国経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従業員の労働対価は、所得税法第五十六条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。

事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者の場合は、八十六万円、その他の親族の場合は五十万円であり、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立が難しい状況となっている。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告を行うことにより、給与を必要経費に算入することができるものの、同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告で差を設ける制度は矛盾していると言える。

なお、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国など世界の主要国においては、家族従業員の労働対価は一定の要件の下で必要経費として認められているところである。

よって、本県議会は、国に対し、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第五十六条の規定見直しが行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 三十番和田恵治議員。

◆三十番（和田恵治） ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、二十四番奥山博康議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、十三番畠真夕美議員より、意見書第十二号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――十三番畠真夕美議員。

◆十三番（畠真夕美） （登壇）意見書第十二号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十二号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

一九六〇年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建設されたものは現在、建設後五十年を迎え、老朽化が進

んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成二十年五月）の中で、「二〇一五年には六万橋が橋齢四十年超」となり、架設後五十年以上の橋梁は二〇一六年には全体の二十%、二〇二六年には同四十七%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災力の向上の観点からも社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言えます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短時間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策として公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第十二号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第十二号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十二号については、十三番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） しばらく休憩します。

△午後二時三十七分休憩

△午後五時四十二分再開

○議長（国中憲治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

（副議長浅川清仁、議長国中憲治にかわり議長席に着く）

○副議長（浅川清仁） 次に、三十二番国中憲治議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題といたします。

お諮りします。

三十二番国中憲治議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（浅川清仁） ご異議がないものと認めます。

よって、国中憲治議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、国中憲治議員のごあいさつがあります。

◆三十二番（国中憲治） （登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の五月臨時議会におきまして多数の議員各位のご推挙により議長の要職につかせていただき、この間、議員の皆様方をはじめ、理事者の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜り、微力でございましたが、その大任を果たすことができましたことを心より厚く御礼申し上げたいと思います。

今後とも県政発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが辞任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（浅川清仁） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番 小林茂樹議員

七番 藤野良次議員

十七番 宮本次郎議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、二番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十三票、有効投票四十三票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

上田 悟議員	三十四票
山村幸穂議員	五票
畠 真夕美議員	三票
阪口 保議員	一票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、上田悟議員が議長に当選されました。

これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の上田悟議員から就任のごあいさつがあります。

◆二十番（上田悟）（登壇）議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

このたび、多数の議員各位のご支持によりまして議長に選出いただきました。謹んで厚く御礼を申し上げる次第でございます。

誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さ、まさに身の引き締まる思いであります。

この上は、大変微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆さん、そして知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導ご鞭撻を賜りますことを心よりお願いを申し上げまして就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(議長上田悟、副議長浅川清仁にかわり議長席に着く)

○議長(上田悟) 次に、十四番浅川清仁議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可を議題とします。

お諮りします。

十四番浅川清仁議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、浅川清仁議員の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、浅川清仁議員のごあいさつがあります。

◆十四番(浅川清仁) (登壇)副議長辞任に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出をいただきました。以来、今日まで議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また、知事をはじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を何とか果たすことができましたことを心より厚く御礼申し上げまして、簡単ではございますが辞任のごあいさつとさせていただきます。本当に皆さんありがとうございました。

○議長(上田悟) ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番 小林茂樹議員

七番 藤野良次議員

十七番 宮本次郎議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、二番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十三票、有効投票四十三票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

高柳忠夫議員	二十一票
荻田義雄議員	八票
松尾勇臣議員	六票
今井光子議員	五票
畠 真夕美議員	三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、高柳忠夫議員が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の高柳忠夫議員から就任のごあいさつがあります。

◆二十八番（高柳忠夫） （登壇）副議長就任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま多数の議員の皆様のご支援により副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。この上は、微力ではございますが、議長の補佐役として奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございますので、何とぞ皆様方の格別のご指導とご協力を心よりお願い申し上げまして就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田悟） しばらく休憩します。

△午後六時二十五分休憩

△午後八時四十二分再開

○議長（上田悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りします。

特別委員会の委員の辞職及び同選任を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員並びに特別委員会の委員長及び副委員長からそれぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、十五番森山賀文議員から地域医療体制整備促進特別委員会委員、十六番森川喜之議員から地域交通対策等特別委員会委員、二十番上田悟議員から観光振興対策特別委員会委員の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配布の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

出口武男

大国正博

山村幸穂

上田 悟

国中憲治

藤本昭広

乾 浩之

荻田義雄

中村 昭

厚生委員会

尾崎充典
小泉米造
井岡正徳
畠真夕美
高柳忠夫
梶川虔二

小林照代
安井宏一
米田忠則

経済労働委員会
岡 史朗
猪奥美里
阪口 保
森山賀文
今井光子

田中惟允
神田加津代
松尾勇臣

建設委員会
辻本黎士
新谷紘一
太田 敦
岩田国夫
秋本登志嗣
川口正志

森川喜之
粒谷友示
山下 力

文教くらし委員会
藤野良次
宮本次郎
小林茂樹
中野雅史
山本進章

浅川清仁
奥山博康
和田恵治

議会運営委員会
国中憲治
藤野良次
大国正博
神田加津代
今井光子

尾崎充典
荻田義雄
新谷紘一

中野雅史
岩田国夫
梶川虔二

特別委員会委員名簿

委員会名
委員長
副委員長
委員

広域行政調査特別委員会
井岡正徳
今井光子

観光振興対策特別委員会
藤本昭広
粒谷友示
國中憲治

地域医療体制整備促進特別委員会
森山賀文
松尾勇臣

地域交通対策等特別委員会

安井宏一

乾 浩之

森山賀文

過疎・南部地域振興対策特別委員会

山本進章

岡 史朗

○議長（上田悟） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。

このことについては、お手元に配布しております審査事件案のとおり、議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（上田悟） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第五十五号

平成二十四年七月三日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第四十九号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第四十九号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十四年七月三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

森山賀文

畠 真夕美

○議長（上田悟） 次に、平成二十四年度議案、議第四十九号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

（被選任予定者退場）

平成二十四年度議案、議第四十九号、監査委員の選任についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任予定者入室着席）

○議長（上田悟） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成二十四年七月三日

次のとおり議員を派遣します。

第六回紀伊半島三県議会交流会議

（一）目的

和歌山県・三重県・奈良県の三県に共通する紀伊半島地域振興に関する課題について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

(二) 場所

紀宝町生涯学習センター まなびの郷
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿一一四七―二

(三) 期間

平成二十四年八月八日（水）

(四) 参加者

川口正志
辻本黎士
国中憲治
田中惟允
山本進章
森山賀文
岡 史朗

――
○議長（上田悟） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願二件を除きすべて議了しました。

よって本日の会議を閉じます。

――
○議長（上田悟） これをもって、平成二十四年六月第三百七回奈良県議会定例会を閉会します。

――
△閉会式

○議長（上田悟） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

六月二十日の開会以来、本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議をいただき、継続審査となりました請願二件を除き、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。ここに議員各位のご精励とご協力に対し、心より御礼を申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分に尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましてはお体を十分ご自愛いただき、県政発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、今会期中における報道関係各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきまして、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決または承認していただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただきましたご意見、提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

なお、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ、委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

議員各位におかれましては、今後とも、県政発展のため、一層ご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後八時四十六分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	上田 悟
同 副議長	高柳忠夫
署名議員	宮本次郎
署名議員	山村幸穂
署名議員	乾 浩之